

柏市立手賀西小学校 PTA 会則

第一章 名 称

第 1 条 本会は「柏市立手賀西小学校 PTA」といい、事務局を学校におく。

第二章 目 的

第 2 条 本会は、次の目的を目指して活動する。

- (1) 家庭、学校及び地域における児童の福祉を増進する。
- (2) 児童の福祉のために、保護者と教師が協力する。
- (3) 児童の教育環境を改善する。
- (4) 保護者、教師が相携えて民主主義の理解を深め、啓発する。
- (5) 教育予算の確保に協力する。
- (6) 会員相互の理解と親睦を図る。

第三章 方 針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動する。

- (1) 本会は自主、独立のものであって、特定の宗教、宗派、政党に偏ることなく、また管理的な行為は一切行なわない。
- (2) 本会は直接学校の管理や、職員の人事に干渉するものでない。

第四章 会 員

第 4 条 本会の会員は、次の通りである。

- (1) 手賀西小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる人。
- (2) 手賀西小学校に勤務する職員。

第五章 会 計

第 5 条 本会の活動に関する経費は、会費、寄付金及びその他による収入によってまかなう。

第 6 条 本会の会費は、総会における会員の合意によって決定する。

第 7 条 本会の経理は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第 8 条 本会の会計は、総会によって認められた予算によって行われる。

第 9 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 機 関

第 1 0 条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 本部役員会
- (3) 役員会
- (4) 地区理事会
- (5) 学年委員会
- (6) 専門委員会
- (7) 選考委員会

第七章 役員及び委員

第 1 1 条 本会の役員及び委員は次の通りとする。

- (1) 会 長 1 名 (男女を問わない)
- (2) 副会長 2～3 名 (")
- (3) 書 記 1～2 名
- (4) 会 計 1～2 名
- (5) 地区理事 9 名
(泉・金山 1 名, 柳戸 1 名, 若白毛 1 名, 鷺野谷 1 名, 岩井 1 名,
手賀の杜 4 名 (1 丁目 1 名, 2 丁目 1 名, 3 丁目 2 名) ただし, 役員
会の承認を得た場合は, この限りにあらず。)
- (6) 会計監査 2 名
- (7) クラス役員 1 クラス 2 名
- (8) 専門委員 (学年委員が兼ねる)

第 1 2 条 各役員及び委員の任期は 1 年とする。ただし, 再任は妨げない。継続
の場合は 3 年までとする。

第八章 役員及び委員の職務

第 1 3 条 本会の役員及び委員の職務は, 次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し, 会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し, 会長不在の時は, その職務を代理する。
- (3) 書記は記録を司る。
- (4) 会計は会計を司る。
- (5) 会計監査は会計を監査する。
- (6) 地区理事は, 各地区の PTA 活動の職務を司る。
- (7) 学年委員は, 学年に関する PTA 活動及び専門委員の職務を司る。
- (8) 専門委員は, それぞれの専門職務を司る。

第九章 総 会

- 第 1 4 条** 総会は、本会の最高の決議機関である。
- 第 1 5 条** 総会の定足数は会員の 2 分の 1 以上とし、委任状をもって出席にかえることができる。また、決議は出席者の多数決とし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第 1 6 条** 定期総会は 4 月に行い、次の事項を審議、決定する。
- (1) 予算及び決算に関すること
 - (2) 活動方針及び事業報告に関すること
 - (3) 役員承認に関すること
 - (4) その他重要事項
- 第 1 7 条** 臨時総会は、役員会で必要と認められた場合、会長が召集する。

第十章 役員選出

- 第 1 8 条** 会長、副会長、書記、会計の選出は、選考委員が行う。
- 第 1 9 条** 選考委員の構成は次の通りとする。
- (1) 地区理事 9 名（ただし、5 世帯以下の地区の地区理事はこの限りではない。）
- 第 2 0 条** 選考委員に、正副委員長を 1 名おく。
- (1) 正副委員長は、選考委員の互選により定める。
 - (2) 委員長は選考委員会を代表し、会務を統括する。
 - (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時は、その職を代理する。
- 第 2 1 条** 選考委員会は会長、副会長、書記、会計について候補者を指名し、総会において承認を求める。
- 指名された候補者については、事前の同意を求める。
- 第 2 2 条** 会計監査の選出については、会長が指名し、総会で承認を求める。

第十一章 会 議

- 第 2 3 条** 本会に次の会議を有する。
- (1) 総会
 - (2) 本部会議
 - ア. 本部会議は会長、副会長、書記、会計及び校長、教頭とする。
 - (3) 役員会
 - ア. 役員会は、本部役員、地区理事、学年委員で構成され、総会に代わる執行機関である。
 - イ. 役員会は、必要に応じ会長が召集する。
 - (4) 地区理事会
 - ア. 地区理事会に、理事会及び地区懇談会をおく。
 - イ. 理事会は、各地区の理事で構成し、必要に応じ会長が召集する。
 - ウ. 地区懇談会は、各地区の PTA 活動を円滑に運営するため、必要に応じ各理事が召集し、会議を行う。

- (5) 学年委員会
 - ア. 学年委員会に，委員長を各学年委員の互選により定める。
 - イ. 学年委員会は，各学年の委員で構成し学年に関わる事項の会議を行う。
 - ウ. 学年委員会は，必要に応じて，校長または委員長が召集する。
- (6) 専門委員会
 - ア. 専門委員会に，次の委員会をおく。
 - 1) 環境文化委員会
 - 2) 竹の子委員会
 - 3) 運動会委員会
 - 各専門委員会に，正副委員長を各専門委員の互選により各1名定める。
 - イ. 環境文化委員会は委員長が召集し，研修会，親睦会，家庭教育学級等，文化教養の行事を行う。
 - ウ. 竹の子委員会は委員長が召集し，竹の子まつりの際の PTA 行事を行う。
 - エ. 運動会委員会は委員長が召集し，運動会の実施支援および PTA 種目の企画，実施を行う。

第十二章 会則と細則

- 第24条** 本会則は，総会の議決によって改正することができる。
- 第25条** 慶弔規定は，別に制定する。
- 第26条** 本会則は，必要により細則を制定することができる。

付 則

- (1) 昭和 46 年 4 月 15 日改正
- (2) 昭和 53 年 4 月 22 日改正
- (3) 昭和 55 年 4 月 10 日改正
- (4) 昭和 56 年 4 月 11 日改正
- (5) 昭和 60 年 4 月 13 日改正
- (6) 昭和 61 年 4 月 19 日改正
- (7) 平成 2 年 4 月 20 日改正 (会費値上げ)
- (8) 平成 4 年 4 月 25 日改正 (学級費及び図書費値上げ)
- (9) 平成 5 年 4 月 24 日改正 (保健衛生費, 実験観察費及び児童会費値上)
- (10) 平成 5 年 4 月 1 日適用
- (11) 平成 11 年 4 月 17 日改正
- (12) 平成 13 年 4 月 21 日改正 (第 11 条 (5) 役員会の承認事項を追加)
- (13) 平成 13 年 12 月 5 日改正 (第 11 条 (2) 副会長の人数 3 名から 2 名に)

- (14) 平成 15 年 4 月 18 日規制 (第 11 条 (2) 副会長の人数 2 名から 2~3 名に)
(第 11 条 (5) 地区理事数を金山 2 名から 1 名に)
(第 19 条 (1) 選考委員の構成、5 世帯以下の地区は該当しない旨のただし書きを挿入)
- (15) 平成 16 年 4 月 16 日改正 (第 10 条本部役員追加)
(第 23 条 (2) 三役を本部役員会に)
(第 23 条 (3) 三役, 書記, 会計を本部役員に)
- (16) 平成 18 年 4 月 21 日改正 (第 19 条 (2) 学級委員を削除)
- (17) 平成 19 年 4 月 20 日改正 (第 11 条 (5) 泉地区理事数を 4 名から 3 名に)
- (18) 平成 20 年 4 月 25 日改正 (第 15 条総会は会員の 2 分の 1 以上とし, 委任状をもって出席にかえることができる)
- (19) 平成 21 年 4 月 24 日改正 (第 11 条 (5) 泉地区理事数を 3 名から 2 名に)
(第 10 条 (6) 専門委員会を, 環境文化委員会, 広報委員会とする)
(第 7 条の専門委員会, バザー実行委員会は学年委員がする)
(第 11 条 (1) 会長は男女を問わないものとする)
(第 11 条 (2) 副会長は男女を問わないものとする)
- (20) 平成 23 年 4 月 22 日改正 (第 10 条の専門委員会を整理)
(第 11 条 (3) (4) の人数 2 名を 1~2 名に)
(第 11 条 (5) 泉地区理事数を 2 名から 1 名に, 岩井地区理事数を 1 名から 2 名に)
(第 11 条 (7) (8) の委員会を整理)
(第 23 条 (6) (7) の委員会を整理)
- (21) 平成 24 年 4 月 20 日改正 (第 11 条 (5) 地区理事数を 8 名から 10 名に, 岩井地区理事数を 2 名から 1 名に, 新たに手賀の杜地区を新設し地区理事数を 3 名に)
(第 11 条 (7) 学年委員を 12 名から 14 名 (1 ク

- ラス 2 名) に)
- (2 2) 平成 25 年 4 月 19 日改正 (第 19 条 (1) 選考委員数を 10 名から 4 名に)
- (2 3) 平成 26 年 4 月 18 日改正 (第 11 条 (5) 地区理事数を 10 名から 11 名に,
手賀の杜 3 丁目を地区理事 2 名に)
(第 11 条 (7) 学年委員を 14 名から 12 名に)
(第 19 条 (1) 選考委員数を 4 名から 11 名に)
- (2 4) 平成 27 年 4 月 17 日改正 (第 11 条 (5) 地区理事数を 11 名から 12 名に,
手賀の杜 3 丁目を地区理事 2 名から 3 名に)
(第 11 条 (7) 学年委員を 12 名から 14 名に)
(第 19 条 (1) 選考委員を 11 名から 12 名に, 5
世帯以下の地区の地区理事はこの限りではない
旨のただし書きを追加, 金山地区は該当しない)
- (2 5) 平成 28 年度 4 月 15 日改正 (第 11 条 (5) 地区理事数を 12 名から 11 名
に, 泉・金山地区を合併し, 1 名に
(第 11 条 (7) 学年委員 14 名 (1 クラス 2 名)
クラス役員 1 クラス 2 名に
(第 19 条 (1) 選考委員を 12 名から 11 名)
- (26) 平成 29 年 4 月 19 日改正 (第 11 条 (5) 地区理事数を 11 名から 10 名に,
若白毛 2 名を 1 名に)
(第 19 条 (1) 選考委員を 11 名から 10 名に)
- (27) 平成 30 年 4 月 18 日改正 (第 11 条 (5) 手賀の杜 2 丁目 1 名を 2 名に, 3 丁
目 3 名を 2 名に)
- (28) 平成 31 年 4 月 18 日改正 (第 11 条 (5) 手賀の杜 2 丁目 2 名を 1 名に)
(第 19 条 (1) 選考委員を 10 名から 9 名に)